

## 第2回清瀬市特別職報酬等審議会会議録（要旨）

開催場所：清瀬市健康センター2階第1会議室

日時：平成27年12月3日（木）午前10時00分から午前11時00分

出席者：委員9名（田中会長、松崎会長職務代理、石津委員、伊東委員、加藤委員、  
菊間委員、波澄委員、浜名委員、堀田委員）

事務局等4名（総務部長、職員課長、教育総務課長、職員課職員係長）

### 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 諮問事項審議
  - (2) その他
3. 閉会

### 【配布資料】

- ・第1回清瀬市特別職報酬等審議会会議録（案）
- ・訂正資料

### 審議経過

#### 1. 開会

会長より開会の挨拶。

審議会の成立確認（委員全員出席）

#### 2. 議題

会長の依頼に基づき、配布資料の説明を事務局から実施。また、オブザーバとして教育総務課長の出席の報告。

第1回の会議録（案）が委員確認の結果、承認される。

##### (1) 諮問事項審議

（委員からの質問・意見）【「⇒」以降は事務局等の回答】

（会長）増額改定について、何か意見はあるか。

- ・平成6年から行っておらず、一般常識からしても上げて良いと思う。また、今後、若い人材、優れた人材のことを考えれば上げた方が良い。

【委員から増額についての異議なし】

（会長）増額改定をするのであれば基準ほどの程度か。前回の試案でいけば、どの案が良いか

- ・前回の審議会で、20年以上行われていないと聞いて驚いた。専門的な市議会議員もいるので上げた方がいいというのもある。類団平均では足りないのではないかと。26市平均で良いと思う。
- ・20年間審議会が行われていないこと自体が、時代の趨勢にあっていなかった。一挙に上げるのは市民感情や財政状況もある。一般職員の給与が大きく上がってないというのもある。20年間上げていないのは分かるが、職員の一般職の平均給与は逆に下がっている。そんな中で、平均を取って上げ

るといのはどうか。私は、市長、副市長については、資料8の一番下の類似団体平均に相当の3%程度が妥当と思う。そうすれば、市長、副市長については類似団体平均を少し下回る程度になる。教育長は、前回の会議で責任が重くなったと聞いているが、教育委員長と教育委員の報酬の差はあるのか。

⇒教育委員長は月額100,000円で教育委員については85,000円で15,000円の差がある。

・そうであれば、教育長は重責となると思うので、3%+15,000円位で考えたかどうか。議員報酬については、前回質問すれば良かったが、20年間の中で、議会の中で議員報酬についての議論はされたのか。

⇒総務部長として4年目だが、議会の公式な委員会とか本会議場でいうのは記憶にない。正式に質問と文書でというのは記憶にない。間接的に、専門議員の方や若手の方が議員に立候補しにくいのではないかと漏れ伝わってくるというはある。

・そうであれば、議員については資料9の議長の類似団体平均が3.97%と出ているので、基準としては4%程度であれば、類似団体平均を多少下回るが、それを目安としたらどうか。

(会長) 26市平均ではなく、類似団体の平均を目安にという意見だが、いかがか。

#### 【事務局より資料の再説明】

⇒資料8の率については、直近の改定時の引き上げ率の資料であり、類団平均に改定ならば試案(2)の引上げ率となる。参考までに、資料10、11が平成6年と平成27年の比較しており、この場合だと、類団平均では市長が4.47%程度、議長であれば5.27%である。

・審議会条例の解釈について、審議会条例第2条では、報酬等の額に関する条例を市議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっているが、具体的な報酬等の額について、この審議会で決めなければいけないのか。

⇒審議会に意見を聞くということ以上は審議会条例に記述はないが、他市の答申等を見ると有額答申されており、報酬等額を改定する答申は具体的な金額が書くのが一般的と認識している。

⇒補足だが、3、4年のスパンで審議会を開いていけば、直近の社会情勢だけを見るという流れと思うが、今回の場合、20年ぶりという他市と違うベースがあるので、このことを考慮に入れ、市民感情や財政状況も加味し、例えば上限を決めた中で付言の中で意見をいただき、答申いただくというのも一つの方法と思っている。会長の方で、試案1か試案2というお話があったが、ミックス的なものもあるのかもしれない。議論いただければと思う。

・あまり20年ぶりというのを表に出すのは抵抗がある。20年何もしなかったのは分かるが、今客観的に見て適正かどうかということだと思う。私は20年ぶりというのは置いても、26市の平均位が良いのではないと思う。類団では議員は2万数千円の上がり幅にとどまってしまう。これで職責に当たっていると言えるのかという部分がある。26市平均あたりを検討して、後は行政側が数字を判断してもらえば良いと思う。

(会長) 26市平均が良いという意見である。答申は答申であって、金額や意見を入れても、そのとおりなるとは限らないのか。

⇒前回も申し上げたが、答申いただいたのでそうしたとは市は考えていない。本審議会でご意見いただいた中で、市の方も社会情勢や市民感情、首長の政治的判断等も踏まえて、あるべき金額というものを、市の責任において決めていくということになる。

・議員の報酬は今418,000円だが、役職の無い方で手取りはどれくらいか。

【資料がないため、総務部長が簡単に事務局に試算させると答え、議事は進行】

・議員報酬が生活給という方もいるし、そうでない方もいる。

(会長) 知人の議員から、交際費など出費も多く、決して楽ではないと聞いている。

・議員の方が言えないのは、自分達がい言出すとお手盛りという危険があるからと思う。予算総額の中での割り振りであれば良いが、積み上げ式だと勝手にお手盛りになって、社会情勢など関係なく上がってしまうので、多分、議員の方の口からは、議会の方には提言できない。清瀬市の中で、予算の中で割り振ってあれば、その中で決めていただければ、議員の方もいいので、その中でパーセンテージも取り合いをすれば良い。清瀬市の予算が積み上げ式だったら、収入の方も考えなければならぬ。

・条例の中で、定期的を開いた方が良いという意見があったが、条例の規定の仕方を「やらなければならない」という規定にすれば、必ず何年おきに開催になる。任意規定で、「定期的に開くことができる」といった、「できる規定」にすれば、3年おきにやるのか、5年おきにやるのか、それは選べるので、そういう規定の仕方をすれば良い。

(会長) 答申の中に、そのような意見を盛り込むことは可能か。

⇒可能である。

(会長) 答申の中にそのような意見を盛り込むということで進めたい。景気の状態等を加味しながら、決まって3年、5年ということではなく。

・使用料審議会の条例はどうなっているのか。使用料審議会はそれが本来入っているべきと思うが。保育料など、上げる、下げるは別にしても3年か5年くらいで見直さないと上げ幅がどうしても大きくなる。

⇒条文では、清瀬市使用料審議会条例第1条の目的及び設置というところで、保育料及び市営住宅使用料の適正化について審議するため、市長の諮問機関として、清瀬市使用料審議会を置くとなっている。逆にそこしかないので制約はないという状況である。

・「できる規定」だとすれば、また、20年間開かれない可能性もある。だから、保育園の問題も出たが、定期的に開かないとその誤差が埋められなくなるので、「できる規定」にすると、なかなか開催されず、何をやっているのかと言われかねないと思うが、いかがか。

・まだ意見は集約していないが、我々の中では、ある程度のスパンで見直すべきという意見を入れることはできるか。

⇒条例なり、根拠で定期的を開くように義務化するようというご意見が出たということは問題ない。

・問題は2条で、市長の諮問機関として、市長が報酬を改定するときは、審議会の意見を聞きなさいとなっているわけだが、ここだと思う。

#### 【事務局より説明】

⇒特別職報酬等審議会に関する国の昭和39年の通知で、都道府県知事は都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続きにより措置することが適当であるとされ、市においても、都道府県と同様の措置に講ずるよう指導されたいとなっている。そのため、報酬等の額の改定をするときには意見を求めるといったところは26市においても必ず規定されている状況である。ただ、清瀬市の規定が若干異なるのは、清瀬市以外は全て第1条の部分が、「市長の諮問に応じ」という記述があり、第2条の時以外の場合も、こちらを適用して審議されているのかなというふうに思う。

(会長) できる規定ではなく、定期的にとした方が良いという意見があったが、いかがか。

・審議会条例2条が違って来る。議会に報酬等の額に関する条例を提出するときに審議会に聞くのだから、定期的にやるということになると、議会に出す、出さないにかかわらず開催するのか。

⇒補足だが、報酬額等を改定するときだけではなくて、報酬等の額に係る条例を出さなくても、意見を聞くというスタイルが多い。事務局レベルで正式決定ではないが、審議会条例について、報酬等の額に係る条例を上程するときのみに開催するのではなく、違う場合でも聞けるように改正をしようと考えている。

・私は市長の諮問にというよりも、3年ごとに審議会を開催するなど決めておいて、報酬額等を上げる、下げる、そのままというような形としていった方が良いと思う。

・定期的というのは、市長からの諮問を受けてということではなくて、事務レベルということか。

⇒私のイメージではそれが審議会条例なのかどうかは預けるが、その時の首長のさじ加減でなく、枠をある程度はめて、5年以内に必ず開くという形にしないという提言がいただけるのかなと思っ  
ている。それについては市長部局に持ち帰って、それが条例改正なのか、何か別のところであるのかは、答申を頂いた後で検討することとなると思う。

(会長)定期的に審議会を開催する。開催することができる。の2案のどちらがよろしいか。

・最終的な目的は同じだと思う。「やらなければならない」か、「することができる」の違いだけだ  
と思うので、どちらを選ぶかということだと思う。それについては、市に任せの方が良いと思う。

・問題は、そういう形を作って、検討して、5年後に開催した時に、今の報酬が適正だという形の答  
申を出すのかどうか。

・報酬額が適正だという答申もありと思う。

⇒審議会条例を改正して、改定するために審議会を置くのではなく、上げるか、下げるか、据え置  
かということ、定期的に審議できるような条例に改正しようと思っている。そうならば、少なく  
ても、スパンの義務化は別として、いつでも市長は諮問できるようになるので、「検討の結果改定  
しませんでした」というのは当然ありだと思う。

・審議会条例により何年に1回は審議会を開かなければならんとするか、あるいは、開くことが  
できるとするか、若しくは、何年を目途として必ず審議会に諮問しなくてはならないという形にするか  
というように、市長の方に諮問をするのは自由だけど、少なくともあまり長期にわたるような形で  
諮問をしないのはだめというような、ある程度の年限だけで1回は諮問をしてくださいという形  
でも良いのではないか。

(会長)この件は、次回、事務局で整理してもらって検討するという事でよろしいか

**【委員からの異議なし】**

(会長)先ほどの議論に戻って、報酬等について、類団平均か26市平均か、どちらが良いか。

**【事務局から先ほどの手取りについて説明】**

・期末手当を考えないで、単純に月額給料で418,000円といったベースから考えると、控除が10~  
13万円位になると思われるので、大雑把な試算だが手取りで31万円位と思う。

・特別職の方々は、24時間365日勤務みたいなものだから、26市平均への引上げでも良いかと思うが、  
例えば、市長、副市長は類団平均、後の方は26市平均にするなど、試案1にするか、試案2にする  
かということではなく、役職ごとに考え方が違うと思う。

(会長)市長と副市長は類団、それ以外の方は26市平均ということ意見だが、いかがか。

・私は、類団ではなく、26市平均で答申して、後は市の方で金額等を検討して議会に上げれば良いの

ではないかと思う。

(会長) 市長と副市長は類団、その他は 26 市、次に、26 市平均にという、2 案で諮ってよろしいか。

**【委員からの異議なしにより、2 案を諮った】**

(会長) 裁決の結果、賛成多数で 26 市平均にということで、後は市の方で市長の判断で決めてもらうということを、我々の審議会での判断とする。今までの審議内容を踏まえて、事務局に答申（案）を作成してもらい、次回に検討することとしたい。

**【委員からの異議なし】**

(2) その他

- ・ 次回日程は調整が必要となったため、会長と事務局一任となった。
- ・ 出席できない委員がいる場合は意見を頂くこととする。
- ・ 次回日程調整等については別途事務局より連絡する。